

平成25年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年6月4日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤信親君 | 2番 | 益子輝夫君 |
| 3番 | 塚田秀知君 | 4番 | 鈴木雅仁君 |
| 5番 | 益子明美君 | 6番 | 大金市美君 |
| 7番 | 岩村文郎君 | 8番 | 小林盛君 |
| 9番 | 福島泰夫君 | 10番 | 川上要一君 |
| 11番 | 阿久津武之君 | 13番 | 石田彬良君 |
| 14番 | 小川洋一君 | 15番 | 鈴木和江君 |

欠席議員(1名)

- 12番 橋本操君
-

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 大金伊一君 | 副町長 | 佐藤良美君 |
| 教育長 | 小川成一君 | 会計管理者
兼会計課長 | 塚原富太君 |
| 総務課長 | 益子実君 | 企画財政課長 | 藤田悦男君 |

税務課長	小室金代志君	住民生活課長	橋本民夫君
健康福祉課長	小川一好君	建設課長	山本勇君
農林振興課長	星康美君	商工観光課長	大金清君
総合窓口課長	秋元誠一君	上下水道課長	秋元彦丈君
環境総合推進 室	佐藤美彦君	学校教育課長	川和なみ子君
生涯学習課長	穴山喜一郎君	農業委員会 事務局	小祝邦之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	益子定徳	書記	板橋了寿
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は14名であります。

欠席届が、12番、橋本 操君から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鈴木和江君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木和江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、14番、小川洋一君及び1番、佐藤信親君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木和江君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から5日までの2日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から5日までの2日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木和江君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情等の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに議長宛て提出があり受理した請願は2件、陳情が3件で、お手元に配付いたしました請願文書表及び陳情等文書表のとおりであります。

請願については、受理番号1、林道城間線の早期の町道の認定の請願及び受理番号2、本町地区農業用水路改修に関する請願の2件は、いずれも産業建設常任委員会に審査を付託することといたしました。

また、陳情については議会運営委員会に諮り取り扱いを審議いたしましたが、請願と同様に議会で審議するとの審議結果により、受理番号1、「教育費無償化」の前進をもとめる陳情及び「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情の2件は、教育民生常任委員会に、受理番号3、宇都宮地方法務局烏山支局の存続を求める意見書の提出を求める陳情については総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

次に、前期定例会から今期定例会までの報告ですが、詳細はお手元に配付した報告のとおりであります。

主なものを申し上げますと、4月6日から15日の10日間、春の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されました。議員各位にも朝夕の街頭監視活動等にご協力をいただいたところであります。

交通安全県民総ぐるみ運動は、毎年各期の恒例事業となっておりますが、交通安全運転意識の欠如や、ちょっとした不注意から悲惨な交通事故が絶えない現状を深く認識し、議会と

いたしましても定期的な運動期間はもとより、ふだんから安全運転意識の普及、高揚に努めていかなければいけないと思っております。

5月9日には、埼玉県毛呂山町議会が、毛呂山町において集会所と流鏝馬の祭り宿が一体となっている施設の改築を検討中であるとのことから、常任委員会合同行政視察で来町し、公民館に文化財展示室が併設してある小川公民館の運営状況や、なす風土記の丘資料館を視察されました。

毛呂山町は、春と秋の流鏝馬神事とともにユズの産地として知られております。ユズを活用したまちづくりは当町としても大いに参考にするところであるのではと感じたところでございます。

以上を申し上げまして、諸般の報告といたします。

◎行政報告

○議長（鈴木和江君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回定例会にご出席をいただき、大変ありがとうございます。

アベノミクス効果により景気は持ち直し、円安によって輸出が伸び、価格競争力が回復している状況にあります。一方、林業や輸入価格が上昇を警戒する声も出始めております。また、7月下旬ごろから交渉参加されると見られるTPPに参加すると農林水産省の試算では、農林水産物の生産減少額は4兆5,000億円程度で、食料自給率は13%まで低下すると見込まれています。

この試算は農産物の関税を撤廃しても何の対策もしないケースであります。補助金の財政支援を続けることは現実的に可能なのか、那珂川町のような中山間地域は雇用の機会を奪われ大打撃を受けると予想をされます。輸入品との厳しい競争にさらされますが、消費者の求める安心・安全な農産物の安定供給は実現できるのか、今後の動向に注視をしてみたいと思っております。

それでは、ただいまから3月定例会以降の行政報告を申し上げます。

那珂川町地域見守りネットワーク事業は、行政区の方々のご協力により、3月24日、大山田上郷見守り隊が、4月14日には大那地見守り隊が発足をしました。

いずれの地区も行政区の役員や民生委員・児童委員の方々を中心にボランティアとして隊員に登録し、要援護者の見守りがスタートしました。

さきに発足した那珂川町地域見守りネットワーク事業協力関係機関と連携し、ネットワークの輪が広がるよう推進するとともに、見守り隊の拡充に努めてまいります。

次に、町内の特産品に待ちのお墨つきを与える那珂川町ブランド認定証の交付式が4月18日商工会で行われました。

今回認定した商品は、認定委員会で選考された17品目であり、小砂焼やアユの甘露煮、そば、和洋菓子などのすぐれものであります。

認定されたブランド品には、那珂川町ブランドマークを張り、ホームページ等で紹介し、販売の促進に努めているところでございます。今年度も既に認定商品の申請の受け付けを開始しています。那珂川町のよいものをブランド認定品として積極的に売り込んでいきたいと考えております。

4月19日には宇都宮のユーユーワールドが開店した高級レストラン「銀座栃木屋本店」のオープンセレモニーに出席しました。銀座栃木屋本店は県食材のみを使用したオリジナルメニューを提供し、地酒を扱うなど都内一等地の魅力ある消費地であります。今後、八溝ししまるや温泉トラフグ、ホンモロコなどの食材を継続的に取り引きしていただくために那珂川町の食材をPRしてまいりました。

4月23日には仙台のみやぎ生協店舗内で、なす南農協トマト部会婦人部員と春トマトの店頭試食宣伝活動を行い、那珂川町産のトマトのPRをしてまいりました。

4月末から5月の連休にかけて毎年開催される花の風まつりは、今年で11回を迎えました。すっかり定着した那珂川町の風物詩となり、今年は55店舗の協力を得て開催され、たくさんの来町者でにぎわいました。

また、小砂地区で美しい景観の保護などを目的とする「日本で最も美しい村」登録を目指し、KEAT小砂環境芸術祭が花の風まつりにあわせて開催され、最終日に小砂コミュニティセンターで表彰式が行われました。

この後6月11日、12日の2日間にわたって、日本で最も美しい村連合の加盟資格審査があります。町の振興発展のためにもぜひ加盟できればと思っております。

5月14日にはアフリカのセネガル共和国駐日大使からホテルニューオータニで開催された独立記念レセプションに招待され、出席してまいりました。

このレセプションへの招待は、町消防自動車の更新に伴い、廃車した2台の消防自動車をアフリカのセネガル共和国へ無償譲渡したもので、お礼の意味を込めた招待であります。

5月22日には東京で関東国道協会通常総会が開催され出席してまいりました。総会終了後議員会館へ出向き、栃木県出身の国会議員に対し国道整備の要望活動を行ってまいりました。

また、県の指定廃棄物処理促進市町村長会議が4月5日並びに5月27日に2回開催されました。放射性物質を含む指定廃棄物の最終処分場の選定についての協議であり重大な課題であることから、引き続き十分な議論を重ねてまいります。

終わりに、本定例会には報告3件、議案では人事案件、条例の制定や改正のほか、平成25年度補正予算など8議案を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（鈴木和江君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鈴木和江君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 佐藤信親君

○議長（鈴木和江君） 1番、佐藤信親君の質問を許可します。

佐藤信親君。

[1番 佐藤信親君登壇]

○1番（佐藤信親君） おはようございます。

最初に、通告書に基づきまして質問したいと思います。

最初に、1項目といたしましていじめ、体罰防止対策について伺います。

滋賀県大津市においていじめが原因による悲惨な事故、また大阪府立桜宮高校の教諭による体罰が原因とされる事故等悲惨な報道がなされてから連日、いじめ、体罰関係に関する新

聞報道が記載されております。

そのような中で、当町においても新聞報道されるような事件が発生してしまいました。5月1日付の県教委の体罰実態調査結果を発表されまして、その対策を市町村教委と連携して進めるとのことです。また、県はいじめ問題対策の予算を平成25年度に計上し、いじめ問題総合対策推進事業として実施することです。

そこで、当町におけるいじめ、体罰防止対策について伺います。

まず、第1点目、いじめ問題の実態とその防止対策について、2点目として、体罰問題の実態とその防止対策について、この2項目についてお伺いいたします。

2番目の項目といたしまして、田のオーナー制度の導入についてであります。

東京築地市場において、当町の篤農家の方が毎年10月10日に開催される「トトの日」と銘打った築地市場のお祭りが行われております。そこに十数年来個人的に参加し、自家製米を無料で配布しております。

私もここ3回ほどお手伝いに参加しておりましたが、当初2キロ詰めの袋を300袋用意しておりましたが、年々参加者がふえてまいりまして、昨年は2キロ入りを1,000袋用意しましたけれども足りないというような状況で、最初のころは警備員もつかなかったんですけれども、去年、おとしあたりから警備員がついてくれまして整理をするというような大変な大盛況でございます。

なぜ、市場のお祭りが「トトの日」というと10月10日ということと、お魚がトトということで、そういうふうな銘を打って東京都のお祭りとしても大々的にPRされております。

築地市場といえば当然お魚の市場でございます。東京都民、またはあちこち全国各地へお魚を配置するような大きな市場でございます。魚と言えば当然お米になってくるわけです。当然、那珂川町のお米は十数年来配っておりますのでおいしいという評判が立っておりますので、大体常連さんが待つ列をつくっております。

その中で、お米を無料配布するとともに、那珂川町特産の温泉トラフグとししまるくんなどもPR、あとホンモロコ等についてもPRをしているわけでございます。

そうしますと、この間那珂川町に行ってきましたよとか、そういうご意見が結構ございます。相当東京都民の中には那珂川町が知れ渡っている。タクシーに乗っても、那珂川町、あぁ行きたいねというようなお話が出ます。

そういうところでなぜお米を無料配布しているんですけれども、買いたいという声が今度出てくるわけです。当然、市場の方とは無料配布ということでやっておりますので、販売と

いうところまでの調整は去年しておりませんでしたけれども、ちょっと実験的に少し持って行ってみようということで展示販売、こちらからは勧誘しない販売の方法でやったんですけども、40袋用意して行きまして20袋ほど売れました。その日はちょうど雨の日だったものですから、すぐもったら帰ってしまうという方が多かったんですけども、その中でも買っていく方がおられる。その中で、やはり那珂川町のよさをPRするためには、もう少し那珂川町の写真とかポスターとかそういうものも張ってPRをしていきたい。那珂川町にはまだまだ風光明媚なところが数多くあるんです。そういう地域の方々と連携して田のオーナー制度を導入してはどうかというふうに思います。

現在、今政権で進めているのが農家所得の倍増計画というのがありますけれども、それは大規模農家を対象にされるものだと思うんですけども、小規模な農家で小さい田んぼを持っている方、そういう方たちを対象とした地域限定とか地域内で田のオーナー制度に取り組んでいけばそれ相応の所得が確保できるのではないかと。耕作放棄地の解消につながってくるのではないかなというふうに思います。

また、豊島区と姉妹都市を提携しているわけですけども、その小学生、中学生を対象とした体験農園とかそういう学習の場としてやってもどうか。都市と農村の交流を進めていくというようなことで、ぜひこれは検討をすべきではないかなと思うんですけども、執行部の考えをお伺いしたいというふうに思います。

3点目といたしまして、那珂川町小川運動公園の駐車場の件なんですけれども、南側に一応駐車場はありますけれども、北側にテニスコートがございまして、そこを利用する方はどうしても近いところ、人間というのはどうしても近いところ、安・近・短とかそういうところにとめたいというようなことで、テニスコートの北側にちょっと道路があるんですけどもそこにとめたり、あとそこにある農道なんかにもとめたりしている。当然農家の方々が農作業でトラクターだ、コンバインで通るときに支障を来している、そういう事情もございいます。

そこで、テニスコートの北側に町有地、旧スケート場跡地がございまして、それを活用して駐車場に利用したらどうかというふうに考えますので、執行部の考えをお伺いしたいと思います。

以上、3点で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） 私からは2点目と3点目の質問にお答えをいたします。

まず、2点目の田んぼのオーナー制度導入についてであります。当町で生産されるウルチ米は食味の化学的分析においてもおいしいお米として鑑定結果が出ております。全国レベルのおいしさと自負してもいいのではないかなど、そう思っております。

この那珂川町産のおいしいこのお米を活用した田んぼオーナー制度の提案でございますが、通常田んぼのオーナー制度の仕組みは、都市住民を対象に募集し、年会費をいただき、農作業の体験や年に数回イベント等を開催をいたしまして、その地域の歴史や自然に親しんでもらうなど一連の事業が一般的であり、議員ご指摘のとおり交流人口の拡大にもつながる事業と理解をしております。

今後、受け入れる態勢の構築、それから事業の内容や募集の方法などを研究してまいりたい、そのように思っております。前向きに考えていきたい、そう思っております。

3点目の那珂川町小川運動場駐車場の整備についてお答えをいたします。

小川運動場及びテニスコートについては多くの方に利用していただいております。路上駐車車の解消、利用者の利便を図るため駐車場の確保は必要であると考えております。小川運動場北側の町有地は進入路の幅員が狭く、車の通行に支障を来す現状にあります。運動場、テニスコート、プールなどの施設も老朽化をしておりますので、全体的に再整備を検討していく中で、駐車場についても考えてまいりたい、そう思っております。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

〔教育長 小川成一君登壇〕

○教育長（小川成一君） おはようございます。

佐藤議員の1点目のいじめ、体罰防止対策についてお答えをします。

まず、1点目のいじめ問題についてですが、国のいじめの定義に基づき昨年9月末に問題行動の調査が実施され、その結果によりますと那珂川町小・中学校のいじめ件数は、小学校が3件、中学校が15件と報告され、現在までに解決しております。

今年度の実態につきましては、現在各学校に調査を行っているところですので、まとまり次第報告を申し上げます。

次に、いじめの対策ですけれども、昨年度から町内の全小・中学校でいじめゼロ運動を実施し、児童・生徒や保護者、さらに町全域における意識高揚を目指した取り組みを継続して行っております。また、定期的なアンケート調査や教育相談、校内研修の実施等によりいじめの未然防止に努めるとともに、児童・生徒が発する危険信号を見逃さないように注意して、

いじめは絶対に許さないという考えのもとに、家庭や地域、関係機関と適切な連携を図り取り組んでいるところです。

2点目の体罰についてですが、文科省の全国調査の一環として県教育委員会の指示に基づき、本町でも小学校6校、中学校2校の全児童・生徒と保護者、教員を対象に平成24年度分として本年2月にアンケート調査を実施しました。その結果によりますと、本町で1件の体罰の報告がありました。ちなみに県内の体罰の発生件数は116件で、対象教員は116名、被害児童209名となっております。

今回の事案を受けまして、体罰防止のための対策として5月16日に臨時校長会を開催しました。また、5月21日に教務主任会を開催し、また、今週の金曜日ですけれども6月7日教頭会を行う予定であります。その中で次のような指示を行いました。

体罰は学校教育法第11条に違反する行為であり、深刻な人権侵害行為であることを理解し、授業における指導、部活動指導、児童・生徒指導、これらの体制を再吟味すること、体罰は絶対に許されないという人権意識を教職員間で共有すること、教職員と児童・生徒、保護者とのコミュニケーションを通して信頼関係をより強固なものとしていくこと、風通しのよい職場づくり、開かれた学校づくりにさらに努めること、これらについての具体的な内容、対応等については各学校で研修時にグループ協議を取り入れた研修を実施すること等の指示を行いました。今後とも再発防止に向けて家庭とも連携して、なお一層取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

その中で18件中全部解決したということでございますが、どのような解決がなされたのか、支障のない範囲でご説明いただければというふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） まず、いじめのほうですね、これは先ほども申し上げましたけれども、上から目線ではだめなんだということを、例えば中学生にしてもなかなかこれはいじめというのは我々の見えないところで行われますので、生徒同士で解決するようにしていかないとだめだなと考えておりまして、例えば生徒会等で話し合いをして、この子供たち、あるいは生徒たちで自分たちで解決しようということで、そんなことも試みました。それから、

小学生は児童会で6年生を中心にこのいじめゼロ運動についての話し合い、子供たちに呼びかけたり、あるいは朝学校に来るときに、登校するときには玄関で子供たち自身で呼びかけたり、そんなことをしてきました。

また、これは一番は子供もそうですけれども、先生方とそれから親御さんの話し合いが大切なことだと思ひまして、長時間にわたって話し合いをして落ち着いている。また、今後いじめは絶対に起こらないということには限りませんので、なお注意していっていただけるように4月4日の校長会では、いじめについてはそのような対応をとるように校長方にはお願いをしました。議員さんにもいろいろこのいじめ問題についてお世話になりましてありがとうございました。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） このいじめというものは、友達関係の中から発展していくということで、先ほど教育長が言われたようにわかりづらい、本当に深い深層部で行われているというようなことでなかなか発見されにくいというのが実態ではないかというふうに思います。

このいじめを受けている子供というものは、物すごく精神的に傷んでいると思います。また、その保護者としても精神的に相当な苦痛を味わう。当然それが重なっていくことによってだんだん被害妄想的な感覚になってくる。当然今度は加害者側である人からすれば、大体そういう子は優秀な子、はたから見てもいい子というふうな学校の評価を得ているような子が意外といじめに加担しているというようなことで、なかなかお互いの言い分というものが違ってきて、また、そのいじめに対する認識度というのも、どこまでがいじめでどこまでがいじめでない、そういうものが今現在ははっきりとしたラインが引かれていないというのが現状ではないかなと思います。

当然私ら子供のころは多数の子供たちがいましたから、その地域の中で上下関係とかそういう中でどういうふうにと対応については学ぶことができたけれども、今、近所に子供もいない、何にもいない。やっているのはテレビゲームでバトルゲームばかり、いじめる、倒すというようなことばかりやっていて、そういう子供たちが子供、同級生、例えば友達への心の痛みとかそういうものがわかるのかどうか、多分わからないんじゃないかなというふうに思います。

いろいろ学校で対応はしているんだけど、そういう心の中のケアまでやはり私は対応

していくべきではないかなというふうに考えます。当然いじめをやっても学校に言ってもいろいろやむやにされてしまうとかそういうことがございますので、できれば第三者機関を設置して、そこに相談窓口を設ける、そこから学校及び教育委員会に関しての問題解決に向けた取り組みをなしていくというふうにできないかなと私個人的には考えるんですけども、そういうところに専門家、弁護士さんとか司法書士とか精神科医とか、そういうものを踏まえて総合的に対応をしていくという機関の設置ができないかなと思うんですけども、その点についてお伺いいたします。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） いじめについての発見ですけども、幸い当町の児童・生徒からいじめを受けていると、冷やかしか悪口とか文句とか、あるいは仲間外れとか、そういうものが子供たちの中から出て発見するのが本町の学校側では一番多いということで、また、表に立って子供たちから出てくるということで、まだいいのではないかなというふうな感じはしています。

思いやりとかそういうのは、道徳の時間とか学級会の時間とか、児童会、あるいは生徒会等でそういう思いやりの心とかそういうことを対策はとっているんですけども、それから心のケアとしてスクールカウンセラーを今まで中学校だけでしたけれども、本年度から那珂川町の町単で小学校へもスクールカウンセラーを毎週1回入れていますので、心のケアにはなるのではないかなと思っています。そのほか、今第三者機関と言いましたけれども、本町には那珂川町教育ボランティアという方がいらっしゃいまして、教育相談員さんですけども、そういう方たちへの相談が去年あたりから家庭や、あるいは親御さんから、子供さんから存在がわかるようになりまして、何件か直接その方たちに相談を親御さんのほうでしているというのがあります。

それから、学校相談員というのが、本年は馬頭小学校に配置されていますので、その親の相談もありますし、それから県のほうとして、塩谷南那須教育事務所にいじめ不登校対策チームというのがありますので、学校はほとんどそれで対応をして、第三者機関というのはそこへ相談をしている、学校側では相談をしています。

それから、この対策チームの中にはスクールソーシャルワーカーといって、家庭へ直接夜訪問をして親御さんと話をするという方もいらっしゃいますので、本町なんかはそれをできるだけ利用するようにという話は校長会とかいろいろな会ではお話をしています。第三者機関はまだちょっと検討をしていませんので、検討をしなければならないときにはしていき

いと考えております。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 今の教育長のお話によりますと、一応体制は整っているということでございますけれども、やはり今聞いていきますとどうしても教育機関関係でそういうことが行われているというようなことに、ちょっと現在いじめ問題関係では、はっきり言って教育委員会の信頼、あと学校に対する信頼というの薄れてきているのではないかと、結局学校に言っても隠蔽されてしまう、何とかなあなあで済まされてしまうのではないかなという、そういうふうな危惧が持たれているのではないかなというところに私はこのいじめの問題がなかなか解決していかないというところもあるのかなというふうに考えております。

やはり、当然いじめの中で犯罪行為に近いやつ等もございます。法に反するようなそういうこともあるので、やはり弁護士さんとかそういうものを交えたような、ぜひ専門家による検討委員会等を立ち上げて、早急にというわけにもいきませんが、でもこれはやるべきではないかなというふうに思います。ぜひその点について研究を重ねていただければなというふうに思っております。

次にいきます。

学校に対して、普通の保護者は全幅の信頼を持って通学させているわけですね。児童・生徒の安全・安心が図られる、そういう環境のもとで当然学校は運営されているというふうに思うわけけれども、実際にはそのようになくて体罰とかそういういじめに遭ってしまうというようなことがありますので、やはりそういう環境の整備というところも必要ではないかなというように感じをもちしております。

そこで、これはいじめと体罰等に関する、両方に関係してくるかなと思うんですけれども、県職員協議会が取りまとめた調査結果によると、小・中教諭の約4割以上の方が保護者との関係がうまくいっていないという悩みが相当あるみたいです。

なぜかという先生たちはそのほかにいろいろな仕事に忙殺されているということで、子供一人一人に対する接する時間も少なくなっているということもございます。そういう立ちの中で体罰とかいじめの発見のおくれとかそういうものが出てきているのではないかなというふうに考えられます。

そこで、やはりこの先生方がそれでなくても忙しい。そこで今度はいじめ対策、体罰対策

をやっていくと、先生方だって相当能力を超えた範囲内でやるようになってしまいうるのではないかなというふうなことで、やはりそこで町独自で補助教諭、さらに今教育長さんが言いましたけれどもカウンセラーとかそういうものを町独自で張りつけているというふうに言っておりますけれども、さらに各学校に1人ぐらいつづ教員OBでも何でもいいですけども、そういう方を配置してそのいじめ問題の対応に当たるような、そういうふうな体制をつくっていただければなというふうに思います。

やはり那珂川町の子供は将来の那珂川町を背負っていく人材でございますので、やはり町としてもこれは積極的に取り組んで、いじめ、体罰の防止をなくすような方向でいくべきではないかなというふうに考えますので、その人材、人の配置をさらに考えていく考えはないかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） 我々としては、非常に残念なところなんですけれども、というのは今学校が我々にとっては教職員にとっては信頼関係というのは非常に大事で、これがないとなかなか児童・生徒の健全育成にもつながらないし、保護者、PTAとの関係もうまくいかなないということがありますので、それが信頼されないというふうになると非常に残念なことで、学校としてはそのようにされるように頑張っているんですけども、もう少し頑張らないといけないのかなというふうな感じは、今話を聞いて思いました。

それから、さっきスクールソーシャルワーカーと言ったのは、これは学校の教員ではありませんで、社会福祉関係の出身の方ですので全く教員とは関係ないんですね。その関係のない人がそういうチームに入って一緒に活動はしていますけれども、教員とは違う人も対応をするということになります。

それから、第三者機関というのは、大きな問題になればこれはもう当然ほかの市町村でもやっていますけれども、小さい問題ということか大きい問題とかではないんですけども、設けなくてはならない、設置して検討をしなくちゃならないというときには、そういうふうな対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、先生方は多忙感というのはすごいあるものですから、これは多忙感というのは時間のゆとりがないと心にゆとりができませんので、昨年度から多忙感の解消ということで、省ける会議はやめなさいと、それから職員会議とか研修もワークショップ型に30分とか40分で終わらせなさい、そういう会議を持ちなさいというふうな話をして、今努力をさせていただいております、学校では。今回のこのいじめ、体罰の防止に向けてそれぞれやりましたけ

れども、そんなことで短い時間でやっているのではないかなというふうに思っております。

それから、町独自の教職員の配置ですけれども、町のほうのご理解をいただいて、今年度1名ふやしていただいて、あと今回の事案を受けまして、補助教諭を1人配置していただくことになりました。ただ、非常に今はご存じのように欠員が、栃木県全部で600人近い教員がいる、そこに先生方を当てますので、フリーで家庭にいる先生がいないんです。でも、今回のことを受けまして探しているんですけれども全然見つからなくて今困っている状態で、あとは常勤になりますので、朝から晩までという退職してちょっとたっている人がなかなか常勤で朝から晩までというのにいい返事をいただけなくて、今教育事務所と一緒に人探しをしているんですけれども、もう少し待っていただけたらと思っています。

来年も南小学校と薬利小学校が統合になりますので、そこに3人配置されていますので、その先生方をまた別の学校に配置すればほかの学校もまた。それと馬頭小、小川小、馬頭中、小川中には加配教員といってプラスアルファの先生がいて、フリーでいる先生がいますので、その先生方も利用して学校を運営していくということになっていますので、少しは前から比べるとよくなっているかなという感じはしています。

今後ともまた努力していきたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 退職教員でもなかなかそれは集まらないという現状なんですか。やはり現職の先生というか、退職教員だとさまざまな当然経験をして積まれている先生方ですので、そういう方が学校のサポートに回っていただければ本当にありがたいなというふうに私は感じているわけなんですけれども、確かに教育長さんの言われるとおり、やはりこういう問題というのは誰も背負いたくないというのものもあるのかなという感じもするんですけれども、そのところは何とか教育長さんの頑張りで先生方に少しでも負担の軽減につながるようにしていただければというふうに思います。

それと、いじめ等が原因で不登校児童・生徒、また要支援児童・生徒との学習環境の中で、それぞれみんな原因というか要因が違っていると思うんです。それに対応するために一度ある学校の不登校児童の授業風景を観察したんですけれども、つい立てが四方向にクロス、十字に組まれてその中に児童が机を並べて壁に向かってというような状況でございました。やはり多くの人と接したくない場合とか、友達とも会いたいといういろいろなさまざまな要望があるかと思うんですけれども、一応そういう事情に対する配慮として、パーテーシ

ョン等できちっと区切りをつけてあげる、安らぎの空間をつくってあげるというようなことも必要ではないかなと、そういういじめとか体罰に遭っている子供たちの精神的なものを考えてあげれば、そういうことも必要ではないかなと、こういうふうに考えますので、そういう点について教育長はどのように考えているかお伺いしたいなと思います。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） 教室を仕切るというパーテーションを設置するということですが、これは特別支援を要する子供さんたちがパニック状態に陥ったときにクールダウンするところということで、今回は今回の事案を受けまして設置する方向で、今学校で選んで多分どういもの方がいいか、どういうところがその子にとって落ち着く場所なのか、養護の先生方と相談をして、もうそろそろでき上がるのではないかと、設置されるのではないかなというふうに思っております。

あと、不登校児童・生徒への対応ですが、主に教室に入れない子は保健室、あるいは中学校あたりだと会議室等でいますけれども、まだ学校へ来られるという子供は、全く登校できないという、家を出られないというお子さんもいますので、あとは那須烏山市のあそこにあるレインボーハウスを利用している那珂川町の児童・生徒も何人かいますので、これはある子は3年くらい全く閉じこもっていられたのが、その学校とレインボーハウスの職員等でまめに本人に会えなくても行って親御さんと話をするようになって今、昨年度の後期からレインボーハウスに行っている子供もいますので、それなりにこちらが努力をしていけば子供たちも応えてくれるんだなという感じはしていますので、その辺のことも考えて、今後とも取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 要支援学級についてのパーテーションの設置というのについてはわかりますけれども、やはり不登校児童が学校へ来ることについては物すごい心の痛みというか、そういうものがあるのではないかと、そういうふうに思いますので、やはりぜひ不登校対応の、要するにその不登校になっている原因は、いじめとかそういう問題が大きな要因となっておりますので、やはりそれに対応したようなパーテーションで区切って、安心していられる空間をつくってあげるということも必要かなと思いますので、その点についても教育長よろしくご検討願えればなと思うんですが、その点についてはいかがか再度お伺いします。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） 不登校の子供たちのパーテーションの設置はなかなか難しいところもありますけれども、この不登校の原因をまずそれを探して、それに合った対応をしていってだんだん教室に戻れるようにというふうなことをしていつているのが今の現状ですので、隔離をするとか離しているというようなことを余り学校ではしていませんので、どういう方法がいいものか不登校の子供たちがいる学校側と相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） この問題の最後になるんですけれども、やはりいじめ、体罰撲滅全町推進大会等を開催して、やはり学校関係者は保護者がわかっているのではなくて、全町を挙げてやはりこの問題に取り組むべきではないかなというふうに思うわけです。必ずこのいじめ、体罰問題がありますとご多分に漏れずどこの教育委員会、学校長もこのようなことがないよというふうなことで答弁は謝罪をしているわけなんですけれども、やはりあつてはならないことなんですよね、このいじめ、体罰問題というのは。なくて当たり前、ぜひこういうふうなまちづくり、安心・安全な町、ハード面ばかりではなくてこういうソフト面での対策も必要なのではないかなというふうに思います。

過日小山市の小・中、児童・生徒によるいじめゼロ宣言等のサミットが開かれたようでございますけれども、やはりそれも学校内だけであつて、地域全体、我々子供がいない家庭であつてもいじめとかその体罰に関する認識を持つ、そういうことでこの全町推進大会でも開いて、ぜひこの那珂川町いじめゼロ、体罰ゼロという町になればいいのかなというふうに考えます。

この点について、教育長に聞くのが筋かと思うんですけれども、町長、いかがなものでしょうか。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） このいじめ、体罰はあつてはいけないことで、今いろいろ示しましたがまさにそのとおりであります。これは本当に発見するのがいじめは大変なんです。私も経験したこと、私の近所でそういういじめに遭った子を体験したことがあるんです。子供さんは絶対言わないんですね、いじめに遭ったとかいじめをされたとかそういうことを言わないんですね。非常に難しいこれは発見するのに問題でありまして、先ほど教育長が言った

ように、あのようないろいろな方策でこれからやっていかなければならないのかなと思います。

今言ったこういう大会については、教育長、教育委員会とよく相談して、話し合っていきたいというふうに思っております。やるかやらないかはこれから話し合っていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） これは前向きな発言と捉えてよろしいのかどうか分かりませんが、ぜひやはりあってはならないことなので、先へ先に手を打っていくということが必要ですので、教育長さん、町長さんともよく協議をして全町を挙げてのいじめゼロ、体罰ゼロを展開していただければなというふうに思います。

これで第1項目めのいじめ、体罰問題の質問を終わりにしたいと思います。

2番目の田のオーナー制度についてでございますが、町長さんのご答弁にもありましたように、さまざまなオーナー制度についてはいろいろな制約とかそういうのがございますけれども、やはり那珂川町のいい風景、この間ある地域へ行って、夕方だったんですけども眺めたら、池に月が映ってその奥に山がずっと連綿と続いている、本当にいい風景でございます。こういうものを、やはり都会の方々が田植えをしながらとか、泥んこ遊びでも何でもいいんですけども、そういう形で那珂川町を訪れてそこで1泊していくという体験をさせていく、そういったことによって先ほど言った交流人口の増加につながっていく。交流人口が繋がれば当然那珂川町の特産であるマコモダケとか、ホンモロコとか、温泉トラフグ、ししまるくんなんかも相当売れていくのではないかなと思いますので、ぜひ今度10月に開催されます築地市場のお祭りに役場の関係職員をぜひ派遣していただいてその状況を把握するとともに、それまでにできれば本当に田のオーナー制度はどういうものかというものをPRできれば一番よろしいかなというふうに思っております。

やはり、確かに那珂川町の特産品は知れてはいるんですけども、なかなか買って食べようとかそこまでいっていないような状況ですので、やはり東京都民を中心にPRをして、那珂川町のいいものをどんどん食してもらってこれを全国発信できれば一番よろしいのではないかなというふうに思っております。

やはり当然生ものですので築地市場で試食させるとか、本当はししまるくんなんかは焼いて食べさせたかったんですけども、保健所に許可をもらってないとかそういうものがあつ

てあれなんですけれども、そういうおいしい物とおいしい物の組み合わせをやはりセットで那珂川町を売っていくべきではないかなというふうに思いますので、ぜひこの田のオーナー制度について検討委員会を早急に立ち上げてやっていただければなというふうに思います。

その点について、再度町長にお聞きします。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） この中山間地域においては、本当に景観のよいところがございます、例えば小砂地区は日本で最も美しい村の登録を今審査をしているところ、11日に来ます。そういうので恐らく登録されるのではないかなと思いますので、そのような地区においてこのオーナー制度をやれば、これは都会の方も日本一美しい村にオーナー制度で参加するということにもなるかと、これは例であります但しそう思いますので、やはり中山間地域のそういう遊休農地とかそういう守る意味においてもぜひ必要だだと思いますので、この点については進めてまいりたいというふうに思います。

また、築地市場ですね、築地本願寺はすぐ隣にあるんですが、築地市場についてのPRですね、これはぜひ相談してできることなら参加してまいりたい、参加したいと前向きに進めていきたい、そう思っております。

○議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 大変前向きなご意見、ありがとうございました。

以上で田のオーナー制度について終わりにしたいと思います。

3番目の運動場の駐車場の件なんですけれども、この間夏期点検がございまして、そのときに見ておりましたら消防団員がまほろばの里の温泉のほうから歩いてくるわけです。ちょっと聞いたら、あれここに駐車場があるじゃないかと、ここはいっぱいになるからあそこへとめてくれということで、福祉センターのほうの駐車場にとめてきたということもありました。やはり駐車場というのは常にいっぱいかという、都市部ではないので、賃貸の駐車場ではないので何かイベントがない限りはいっぱいにならないというようなこともありまして、極端な話で表面的には無駄な施設かなというふうに思われがちですけれども、この間のようなイベントがあるときには不足してしまうというようなことです。せっかく遊休農地とか遊休施設があるので、先ほど町長さんは施設の老朽化の改修とあわせて一体的にもの考えていくというようなことを言われましたけれども、やはりそこまでやるとなると莫大な費用がかかってしまう。当然今のスケート場なんかはただ埋めればよいような状況ですの

で、ただちょっと難点は進入路がちょっと狭いかなというようなことで、テニスコート側のほうに少し張り出せばある程度広いスペースが取れるかなというような感じがしますので、できれば早急にその対応を講じていただければなというふうに思いまして質問をしているわけなんですけれども、町長、その点についていかがでございましょうか。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 小川運動場ですね、あそこの整備については、これはやはり那珂川町の中心の体育施設として整備を進めてまいりたいというふうに思います。また、今言った早急にやらなければならない駐車場の問題、あるいは進入路の問題ですね、この問題については今年度中にいろいろ検討をしてまいりたい、そう思っております。

○議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

[1番 佐藤信親君登壇]

○1番（佐藤信親君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（鈴木和江君） 1番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩します。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（鈴木和江君） 再開します。

◇ 小 林 盛 君

○議長（鈴木和江君） 8番、小林 盛君の質問を許可します。

小林 盛君。

[8番 小林 盛君登壇]

○8番（小林 盛君） 小林 盛です。

私は、県営産廃処分場問題について質問を行います。今回は答弁を求めるのは2項目だけですが、質問に入る前に幾つかの問題点を指摘したいと思います。

私は、処分場問題は全て不法投棄問題と連動していると考えます。重大な県行政の判断ミス、あるいは処分場をつくるプロセスのでたらめさ、不法投棄問題を巧みに利用した極めて悪質な産廃行政の闇の部分であります。まともに答弁をしない、できない、そういうことの繰り返しであります。私はもちろん今まで何度も質問をしてきたわけではありますが、残念ながらすれ違い答弁ばかりであります。私なりに知り得ているこの闇の部分について、幾つかの指摘をしたいと思います。

なお、質問項目以外の点については答弁をいただかなくて結構ですが、逆にそれはおかしいだろうというそういうことの発言があったならばお聞かせをいただきたいと思います。

栃木県は北沢の不法投棄に関連した当事者たちにその責任、つまり排出者責任をなぜ追求しないのか。今、南那須の広域行政組合では十四、五年前のことですか、あの大桶の焼却場ですね、あそこに集められて焼却される我々の生活から出るごみ、一般廃棄物、これが不適正な処理をされたということで、今広域事務組合では排出者責任を追求されているわけです。事務組合が悪いことをしたわけではもちろんないわけではありますが、これは適正な手続をとって、そしてごみを適正にお願いをして、そしてその費用も適正に支払われている、何ら落ち度はもちろんないんですが、そのごみを処分する側の福井県の敦賀市近畿クリーンセンターというところですか、ここがそのごみを適正に処理をしない、処分場の受け入れ容量の3倍も4倍も定めをしてごみを受け入れて、そして倒産して逃げてしまう。計画倒産というようなことですよ。莫大なその後始末の費用が残ってしまったと、それを滋賀県と敦賀市は大変困ってしまって、その近畿クリーンセンターにごみを依頼した各自治体に排出者責任を請求するということが請求されております。

このように最終的には排出者責任というものを必ず追求されるんですよ。不適正な処理がなされた場合には排出者の責任という形に法律がそうなっているわけです。これは産廃も一廃も同じことでもあります。なぜ北沢の場合は措置命令をかけて排出者責任を追求しないのか、必ずこの措置命令をかけてという、県はこのように答えているわけです。措置命令をかけても相手に支払い能力がない、だからかけるのは無駄なんだと、そういうような言い方をするわけです。そして、不法投棄者が当時2人いたわけですが、必ずその2人だけをイメージしたように言っているわけです。排出者責任というのはもっと裾野が広がるわけです。不法投棄をした2人というのは、言ってみればダンプを運転した運転手にすぎない。その運転

手にごみを依頼した仲介業者がいるわけです。そして、その仲介業者があちこちからごみを集めてくる排出元があるわけです。

そういった全ての事業者に不適正な処理にかかわった全ての事業者に対し排出者責任というものを追求するということですね。そういうことがなされていない。非常に不自然なことでありますし、なぜこの当事者をかばうのか、当然何らかの理由があるわけではないでしょうか。

栃木県が不法投棄問題を解決するということは、不法投棄という犯罪の解決でありますから、法律に照らし合わせて行わなければなりません。日本は法治国家です。栃木県の行政の都合のいいように法律を曲げるということは許されません。

例えばスピード違反をした者を捕まえた、しかし、お金を持っていそうでない、見るからにみすばらしい、支払いは無理だろう、罰金の支払いは無理だろう、だから交通切符を切るのをやめたと、もしもこのようなことが起きてしまったら、栃木県警にはこういうことをするような警察官はもちろんいないと信じておりますが、こういうようなことがあったらば、法律が成り立たないということだと思っておりますが、これと同じことを栃木県は今やっているんですよね。

非常におかしな話ですが、しかし、これがマスコミでおかしいだろうというふうな取り上げられ方は一度もしていない。これもおかしい話です。栃木県の常識が狂っていると思っております。マスメディアの果たす役割は非常に大きいものですし責任も重大だと思えます。

法律では不適正処分の行為者に対しては、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出して原状回復の措置を行わせることとなっております。措置命令をかけることを法律では監督処分発動と言います。その発動要件と措置方法は客観的条件のみを定め、処分対象者の財力や行政の平等措置の困難性などの事情を考慮する恣意的判断を許容していない、こういうふうになっております。

処分対象者の財力や行政の不平等措置の困難性などの事情を考慮した恣意的判断は許容していない。どういうことかと言いますと、さっき言ったように資力がないだろうというような判断で措置命令をかけない、そういうことはやってはいけませんよと。また、栃木県は管理型の処分場が一つもない、だから処分場をつくらなければ措置命令をかけても持っていく場所がないんだと、このように県は今まで言ってきております。これも行政の平等措置の困難性などの事情を考慮する主観的、恣意的判断は許容していない。たとえ知事であっても恣意的判断で法律を曲げるというようなことは許されませんと、そういうことですね。

これは栃木県が間違っただけに進んでいるということです。栃木県のやり方は措置命令をかけずに、県が処分場をつくって解決するということが、不法投棄者のあと片づけのお手伝いをするようなものです。しかも、全額県税を使ってやるということになるわけです。

140億円と言われておりますが、予定地が変わったということで基本設計にかかる6,000万円、また補正予算を組んで追加がされる、そういうことになっているわけですね。これが税金を投入してやる仕事ですか。犯罪を解決することにそれが法律を適用されていない。栃木県内におけるジャーナリズムは一体どうしたのか、単なる処分場賛成、反対の争いではもちろんないんです。マスコミの適正な報道や論評を今県民は必要としているのではないのでしょうか。

不法投棄から23年がたち、何の問題もなく安全が証明されている北沢のあのごみの現場は、安全が証明されているんですよ。23年間も放置されたままモニタリングをされているとは言っても、モニタリングというのは別に有害物質が流れないようにしているわけではないですからね。ごみの最後尾に井戸を掘って、そこに電気電動計を設置して浸出水、地下水に含まれる有害物質の量をそこで測定しているというだけにすぎない。しかし、それが23年たった今でも一度もその基準値を超える有害物質が検出されていない、これはもう安全ですよ、そういう証明ですよ。それなのに今指定廃棄物の処分場の候補地といいますか、処分場の用地を決めることで非常にどこの首長も絶対だめだというような形で反対をしてなかなかまとまっていけないんですね。矢板へ決まったときは矢板市民があればほとんどみんなでその反対を叫んだのではないですか。この那珂川町においては振興策というそのお土産につられてしまって、県に処分場をつくってくださいというようなお願いをするような、とんでもない事態になっているわけでありまして。

処分場をつくることと北沢の不法投棄はどちらが危険なのか、これは今まで何度も町長に質問をしたことがあるわけですが、町長は日本一安全な処分場であるし、多重安全システムで安全が確保されると決まったように答えますね。そして、北沢の不法投棄は今は安全だがそのうち還元状態が壊れたときに有害物質が流出すると、こういうふうにマニュアルができているんですね。これ以上の返答はないわけでありまして。

しかし、こういうことというのは、町民に対して今はやりの振り込め何とかということに非常に似ているのではないのでしょうか。不法投棄から23年もたち、当時を知る人たちも少なくなりつつありますので、その当時の異常というものをできるだけ多くの人たちに伝えたいと私は考えております。

まず、何が異常かと言いますと、不法投棄が初めから白昼堂々と衆人環視の目で行われてきた。不法投棄は人目につかないところで、人目を忍んで隠れてごみをそっと捨てて、見つからないように逃げる、そういうことで捨て得ということでやっていることですよね。それが最終的に見つかってしまったなら責任も追求されるということでもともともなくなってしまうということがあるわけですが、最初から逃げも隠れもしない堂々とごみを捨てていたということは、これはおかしい話だと。当然、今期の自治会長さんたちが集まって、これは大変なことになっているということで、当然町役場、県行政、そして警察、保健所とみんなで押しかけて、何とかしてくれ、大変なことになっているんだと。しかし、警察はすぐにパトカーで駆けつけて現場まで来ております。しかし、とめることはできなかった。

普通ごみは不法投棄は、知らぬ間にこんなに捨てられていたところから始まるんで、ところがごみを最初から運び出したころからみんなで大騒ぎをしてごみが捨てられては大変だ、とめてくれと行政にお願いをしながら、どんどんごみを捨てられて、何カ月もそのままごみを捨てられ続け、警察は何をしていたかというパトカーで駆けつけて不法投棄をして、ごみをあけて空になったダンプの跡を追って排出をやがて裁判にかけるといいうことで、その排出元を確認するために1台1台跡を追っていた、そして調査をしていた。そういう状況の中で警察が見ている中でどんどんごみが捨てられ続けていったと、こういう異常なその不法投棄について誰が責任がありますか、住民にこの上処分場までつくらなきゃと言っているのは、本当に栃木県の行政というのはどこまで腐っているんだと、余りにもひどすぎるということを伝えておかなければならない。

その警察が当時発表したのは、約1万2,000立米、1万2,000立米という数字は警察が発表したわけです。最初から跡を追って、その排出元を調べてまわっている警察が、ダンプの数が何台入ったか把握していないなんてあり得ないんですよ。それが1万2,000だと警察が発表をしていた。その後10年たって詳細調査が行われた。その詳細調査が行われる少し前に、私は北沢の不法投棄はもう10年もたって、有機物のごみはほとんどが分解して量も半減している、だから、処分場をつくる必要はないんじゃないかというようなチラシを出したわけですね、そしたらそれから間もなく詳細調査を行うということで、平成12年に詳細調査が行われた。そして、ごみの量が1万2,000ではない、とんでもないと、3万数千のごみが捨てられていたと、そういう発表をしているんですね。本当に驚きました。これが行政のやることかと。もしこれが本当だとするならばですよ、では警察は一体何をしていたんだということになりますよね。

毎日ダンプの跡を追っていた警察が、1万2,000立米だったか3万数千立米、その何倍も、3倍ものごみの量であったのか、ダンプの数を数えれば10トン車が1台10立米のごみを運んだとすれば1万2,000と言えれば1,200台になるんですよ。3万数千だったら三千何百台という数値と間違えますか。あり得ない話です。

ちなみに、逮捕された後、起訴されて10日前後の拘留と約15万円ほどの罰金で全てが解決をしている、それで無罪放免ということになっているんですね。

私は、栃木県警本部にこのごみの量がこんなに違うというのにはあり得ない話ではないか、なぜこうなっているんですかという問い合わせをしました。県警本部はこう答えました。栃木県警は絶対に間違った数値を発表しておりません。間違っているのは県の行政のほうで発表した数値ですと、このように答えたんですね。

私は、それならばなぜ警察の信頼が著しく傷つけられているのではないですか、威信が著しく傷つけられているのではないですか、なぜ抗議して訂正を求めないんですかと、私は電話でそのように話をしたら、県警本部の答えは行政の中で警察は非常に弱い立場にありますと、このような回答で、私にはこの意味はよくわかりませんが、警察の発表は間違いのないことだけははっきりと警察は言っておりますし、当然状況下に物理的に見ても警察の発表が間違いのないというのは当然だと思います。

しかし、説明にさえかけず処分場をつくるという、このような不法投棄の解決をしてしまったならば、栃木県はごみ捨て天国だと、まさに捨て得は許さないなんていうことではなくて本当に大歓迎だと、そういうことになってしまいますよね、ですから法律は厳しい罰則を設けているわけでありまして。その厳しい罰則を設けた法律によって厳しく取り締まることによって、北沢の不法投棄だけではなくて県内全体の不法投棄の未然防止につながる、それが法律を適正に引用して問題の解決を行ったということになるわけですね。それが説明では下げません、県が全て税金を投入して処分場をつくって解決しますと、県税を本当に無駄に使うということではないですかこれは。これは許されないことだと思います。処分場が計画されている備中沢は非常に切り立ったがけが幾つも連なっているところで、大体約120ヘクタールぐらい、もっとあるかもしれませんがそのくらいはあるのではないかと考えておりますが、幾つも沢筋が入り組んでおり、昔から人の出入りが大変危険で困難なこともあって、今でも昔のままの自然が取り残されたようなところで貴重な動植物や水性昆虫などが生息しているところでもあります。

未来に残したい自然豊かなところでもあります。だから、八溝県立自然公園に指定されてい

るところなんですね。この大切な自然を大規模に破壊して、栃木県のそのごみ捨て場、最終処分場ですね、この最終処分場という言葉は非常に重いですね。そこが最後ですよと、もう動かしませんよというそういうことですから、あの遮水シートですね、安全だと、絶対安全だと何度も言っているその遮水シート、これはあの福島の第一原発で冷却用に使った汚染水、直接燃料に触れた高濃度の汚染水を貯蔵する貯蔵庫が幾らあっても足りないという状況の中で、コストとしても下げた中で貯水するところを確保したいということで東電が幾つもの地面にプール場の溝を掘って、そこにまさにこの今処分場に使うという遮水シートを二重に敷いて、そしてペントナイトを入れてということで処分場と同じようにつくって、しかも処分場は絶対安全なわけですよ、なぜかというとプールの深さというのは処分場のあのダムのようなあの深さとは全然違うわけです。そして住民もかためて絶対に漏れてはいけないことですから、そういう状況で漏れないという前提の中でつくったプールで、別なプールがつけられました。そして、そこにためられていた。それがことごとく漏れ出しているんですね。これは皆さんもテレビで何度も放映されたのでわかっていると思うんですが、このように絶対安全なんていうことはあり得ないんです。

そういう状況の中でそういうシートを使ってつくる処分場が絶対安全ですよということで今つくられようとしているわけです。

栃木県の県立自然公園に指定されているそういう場所を処分場にしてしまっただけで環境と共生する町、一体これはまるで逆ではないですか。よく同和問題に悩んでいるそういったような町ほど同和問題のない明るい町なんていうスローガンみたいな大きな看板が幾つもちこちこに立っているのをよく耳にしますが、問題があるところほどそういったスローガンを立てるものですよ。環境と共生する町と言っているながら、その環境を大規模に破壊する、そういう事業をやろうとしているわけです。

このような行政がまかり通っていいのか、どう考えてみてもあの不法投棄を解決するために処分場処分場というのは今から23年前に捨てられたごみでありますし、これは捨てられた当時法律がまだ不備があったというその当時のことを考えれば処分場でということで解決を図るということも、あるいはその必要性もあったかもしれない。

しかし、それから20年もたって法律も変わった、当然そういった古い不法投棄、解決ができないというごみが全国のあちこちに残ってしまったと、そういうことでそれを解決しなければならぬということで、平成15年に産廃特措法と、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法という法律が制定されたわけです。

その法律というのは、平成9年以前の古い不法投棄で、そのまま放置することによって住民の生活に支障を来す、あるいはそのおそれのあるそういったごみに対しては、全ての事案に対して直ちに措置命令をかけて問題の解決を図りなさいと、そして必ず費用の負担を相手方に不適正処理者に対して費用の負担をさせなさいと、こういうことが法律の中で言われているわけでありまして。それなのに、法律を全然無視して、その処分場で問題の解決をしようというのは、これはあってはならないことだと思います。

それにその不法投棄、先ほども何度も言っていますが、これはあの不法投棄はやらせだったのではないかと私は思うわけです。それは今まで話したとおり、不法投棄が白昼堂々で行われていたことと、それからそれを行政が見守っていた、とめていない、全くとめないで何カ月も捨て続けることができますか。誰がやったってそれは無理だと思うんです。大きな力が働いていた、そうでなければ絶対にこの町の自治会長さん、その集落の自治会長さんたちが大騒ぎで回って、そして、保健所、警察、町役場と、こういうところをお願いして何とかとめてくださいよというのに、とめないままずっと何カ月も捨てられ続けたということは、これはどう見ても非常に大きな力が働いている。そしてそれがずっと23年たった今でも処分場で問題の解決を図るということにつながっているわけですよ。処分場をつくるためにあのごみを捨てさせた、そういうやらせがあったのではないかと、こう考えるのが自然ではないですか。こう考えると全てがつながってくる。

ここに、多分マスコミ関係も非常な圧力を受けて、本当のことが報道できないと、できなかつたということなんだと思います。

それでは、質問項目に入りたいと思います。

(1)の県営最終処分場の新しい搬入路の計画が発表されたが、小口側からの搬入路の計画はなくなっているように見えるが、和見側だけに搬入路がなったのか、またその理由を伺いたいと思います。

(2)県営馬頭処分場に放射性廃棄物を入れないと、知事がこう言ってきたわけですが、再度伺いますが、本当にそれを入れないのか、前にもお伺いをしたんですが、入れないということをはっきり言っていますが、その入れない根拠というものを何も語っていないんですね。入れないんだったら栃木県内のその8,000ベクレル以下の廃棄物はどこに行くのか、どう処理するんだと、そういったことの答弁がなかったので再度質問をしたいと思っております。

以上この2点についてお願いします。

○議長（鈴木和江君） 町長

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） いろいろとこのことを話されましたが、私は私に対するこの質問に対しての答弁をいたしたいというふうに思います。

県営産業廃棄物最終処分場に関する質問であります。まず、第1点の搬入道路の変更についての質問であります。

従来、搬入道路として計画していた小口梅平地区より和見小倉地区の用地取得が困難であったことから、今回新たな搬入道路用地を検討し、用地を取得したと聞いております。今後は県において取得済み用地内で事業計画を変更するため、基本設計等が検討されるものと思っております。

次に、2点目であります。放射性廃棄物の受け入れについての質問であります。昨年12月の議会でお答えしたとおり、事業主体である県では放射性物質に汚染された産業廃棄物は受け入れない方針に変わりはなく、また、町としても同じ考えであります。今後は、県と安全対策や環境対策などの環境保全に関する協定を結ぶ考えでありますので、この協定の中で受け入れ可能な産業廃棄物についてを定めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

○8番（小林 盛君） 搬入路が和見側だけになったと、以前和見が自治会全体で反対をしていたという時期がありまして、そのころは小口側からだけ出入りするという構想があったわけです。小口の板山から出入りするという計画が最初にあったんですね。しかし、突然板山から梅平に変更になって、梅平を出入りするという計画に変わったわけですが、この説明で梅平の人たちはとんでもないということで猛反対に立ち上がった。それは生活環境が著しく悪化してしまうということで、梅平の人たちが一致団結して反対だということになったわけですね。その後梅平の賛同を得ることが難しいので、梅平だけを出入りするというのではなくて、和見側にも搬入路を設けるというようなことで負担を軽減するというようなことで、梅平へも説明をしたわけですが、梅平側は結局それでもだめだということで賛成はしなかったわけです。住民として、生活環境の悪化を懸念していったと。

今度は和見側だけから出入りするというような形になれば、単純に計算して考えても倍の台数という数になりますね。1日30台前後が出入りするというものであったならば、その両側からならば一方通行のように和見から入れば小口へ出すというような形であれば30台で済

むわけですが、30台行った車がまた30台戻ってくるということによれば、当然その環境悪化というか、環境の負荷といいますかそういったものは当然倍になるわけですね。その和見側への配慮というものをどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） この廃棄物を積んだトラックが何台来るかについてはまだ正確な数は聞いておりませんが、約30台という話も聞いておりますので、30台ということは1時間に行って何台かくらいなんですね。すると当然この時間帯も一番皆さんに迷惑をかけないような時間帯で搬入するという形もとるといようなことも聞いておりますので、県ともそういう地域に迷惑をかけないような時間帯に入れてもらうという形で話し合いをしていきたいと、そう思います。

○議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

[8番 小林 盛君登壇]

○8番（小林 盛君） 地域に迷惑をかけないといようなことを言われますが、実際に迷惑はかかりますよ。国道の293号からどういう経路を通過して和見から処分場ということになっていくのか、もうわかっていることだと思うので、お伺いをいたします。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） この293号からどういう搬入路で処分場にトラックが入るのかという点であります。これはまだ県とは詳しくは話し合いはしておりませんが、想像では都付近から入ると、それから町内から入るその2つの道路となりますけれども、町内から入るといことはこれはちょっと迷惑がかかるというふうに思うので、多分私のあくまでも想像でしかまだ話はしていませんから、都あたりから入るようになるのかなと、そう思います。

○議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

[8番 小林 盛君登壇]

○8番（小林 盛君） 実際に馬頭院の下を通過して和見へ入ってくるあの道路を五、六年前にアスファルトの厚さを倍ぐらいにかさ上げたことがあるんですね。当然あのころは処分場がすぐにでもまとまるような勢いがあったころであったので、搬入路としての準備で道路が厚さが倍のようにされたわけですね。だから多分そういうねらいがあったのかなと私は思っていたわけですが、都からも入る、そういう今話であります。いずれにしても幼稚園の前を通るわけですね。あそこに幼稚園があるのに産廃を積んだトラックが出たり入ったりということ、何台も出入りをするということに、子供たちの健康被害であるとかそういった

ことは心配はされないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） この進入道路については、これから県が基本計画を立てていく、これをつくってまいりますので、その中でどういうふうな形で進入路が入ってくるのかだというふうに思います。幼稚園の健康被害であります、これはトラックでそれを持ってくる搬入者については飛散しないように投棄物についてはある程度水分を持たせて、そして飛散しないようにカップをかけて持ってきますので、そういう心配はないというふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

○8番（小林 盛君） する側にとっては心配はないと言うでしょうが、例えば放射能を含んだ廃棄物であったり、放射能は入れないと言っていますが、ほとんどの廃棄物は今は放射能を浴びております。そういう中で全く入れないということが本当にできるのかどうか非常に疑問でもありますし、小さな子供たちが集まっているあの幼稚園のすぐ脇をダンプが何台も栃木県中のごみを集めてあそこを通るというのは、子供たちの健康面を考えれば非常に心配だと思わなければならないと思いますが、もしも最悪ダンプが通らなければならないというようなことになったとしても、できるだけ最善の注意を払っていただきたいと、こう思います。

それから、放射能のごみは受け入れないと言い切れるんですね、しかし、住民と協定を結んでいると、この協定というのが非常にくせ者なんですね。ここで例えば8,000ベクレル以下や5,000ベクレルまでならいいでしょうと、皆さん何とか受け入れてもらえませんかという交渉をするわけですね。そうすると、ほとんどこういったことにより地域の住民というのはいいんじゃないんですかと、振興策もやってもらえるしと、そういうことで入れないはずの放射能のごみが、皆さんと協定を結んだ結果なんですと、皆さんの責任に押しつけてしまうんですね。そういう形で放射能も入ってくるようになっちゃうんですよ。非常に私は、それはもうなってしまうなとそういう心配をしているんですが、行政側から見れば地域住民、余り処分場問題、あるいはごみのことなど余り考えない人にとっては、そういった協定であるとか振興策であるとかといったようなことで、みんなを誘導するというようなことはもう頭の毛をひねるようなものだ、そんなことなんですよ、本当に処分場に反対していたあの自治会が、いつの間にか反対をやめます。そしたら、反対をやめるどころか町に対して要望書を出します。処分場を受け入れます。そのかわりいろいろこういうことをやってくださいああいうことをやってくださいと誘導されるがままに、ころころと変わっていく。

これは協定を結ぶというようなその段階で、もう全てそういう計算が成り立っているわけですよ。どうにでもなる、ですからあの備中沢の処分場には放射能の廃棄物が入ってきます、間違いなく。

私はここまでその目の前にえさをばらまいたような状態で操ってきた和見の人たちを、こういうことがあるからやめたほうがいいぞと言っても、もうだめですね。そのお腹をすかせた者たちに、餌をばらまいて誘導をする、それに等しいそういう状況です。今農家というのは非常に米づくりに行き詰まっていますね。何をつくっても採算がとれないというようなことで、田んぼだって荒らさないためだけにつくっているようなものだ。そういう中で、田んぼも狭い、大型の機械が入っても効率が悪過ぎるということで大型機械を持っている人たちが田んぼを頼んでもやってくれない。そういうような中で農地の整備をやってあげますよと、処分場の補助金で皆さんからほとんどお金を出さなくてもできますよと、こういう誘いをかけられれば、本当に困っている者でしたらただでやってもらえるんならいいんだらうとこれは賛成に回ってしまいますよ。みんなもう反対、どうせつくられてしまうんだから反対しているよりはこの田んぼをやってもらえればと、道を広げてもらえればと、そういう操り方は本当にまずいのではないですか。

あの和見以外ほかの地区はどうですか。田んぼも整備したけれどもみんなそれぞれ国からの補助金も出ています。約2割くらいは個人負担があります。これをみんな負担しながら整備を行ってきているんですよ。和見だけおくらせていると言っているが、和見だって何カ所からは自分たちだけで、補助金をもらわないで手入れしているんです。それを処分場の補助金でただでやってあげますよというような操り方をされれば、反対しないでそっちにいつてしまう、そういう誘導のされ方をしてしまうと放射能だって間違いなく入ってきてしまう。これはそうすると、直線距離では約2キロぐらいでしょうね、那珂川の本流というのが流れているんですよ、そこに汚染がいつてしまったときには、農政の風評被害といったような形、あるいは那珂川のアユ、那珂川町のシンボリックな存在ですよ。町の町名になっているところですから、そこが近くに処分場があって、どうも排水がそこに流れているみたいだなというようなことになれば、那珂川町の財産である那珂川の魅力がなくなってしまうんですよ。そういったことも考えなければならぬと思うわけです。

和見行政区が操られたように、那珂川町が県に操られているのではないかと、私はそれを心配しているわけでありませう。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 県、町が和見に餌をばらまいてその処分場を認めさせたというようなことを言っていますが、これは全く違うんですね。

ご承知のように不法投棄されたもの、あれを片づけてくださいよということで、それでは県と相談をして町はしたわけですね。県はそれでは処分場をつくって処理しましょうということで備中沢に処分場の建設を決定したわけでありまして、当然これは本来ならば迷惑施設ですからね、ですからこれは県としてもその地域から、地域の振興策をしてくださいよと要望があれば、県はそれに応えていくのが本来ではないでしょうかね。こっちから餌をばらまいたわけではなくて、地元からこういうことをやってくださいよということを、県のほうに要望したということなんですね。

それともう一つ、住民との協定ですね、どんなものを放射能の高いものを入れるんじゃないかと言っていますけれども県は入れないと言っていますし、これは私は住民の方と、それから県で協定を結んで、例えば反対派の方、反対派と言っちゃってどうなのかわかりませんが、反対される方、心配される方からも監視員を出してもらって、それから住民の代表からも出ていただいて、1週間に1回とか月に2回とか放射能を持ってくる車を抜き打ち的に検査体制、そういうものもできるんですね。私はそういう点についても県に要求をしまいたいと、そう思っております。安心・安全な処分場を早くつくっていただくことを重ねて県のほうに要請していきたいと、そう思っております。

○議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

○8番（小林 盛君） 不法投棄を解決するためにとまた町長がおっしゃられたけれども、この不法投棄というのは解決は処分場ではなくて、法律に照らしあわせて不法投棄というのは犯罪行為で行われたことなんです。犯罪を解決するということは、処分場ではなくてこれは法律によって解決してくださいよ、お願いします。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 法律によって排出者責任ということだというふうに思うんですが、それと特措法でどこかへ持って行けという話だというふうに思います。これはちょっと受け入れるところがなかなかないということ、それからもう一つは、いろいろありますけれどもそのようなことであそこに持って行って、埋めていただくのが町としてはこれは一番安全な処理の方法だと、そう思っています。

排出者責任と言ったって排出者はもう亡くなっちゃったし、それから当時はこの法が不備だったから、排出したトラックが来てもチェックしていなかったんですね。そういう盲点があって、誰が排出したのかさっぱりわからないという状態なんですね。ですから、今は還元状態にあるので、何回も私言いますけれども、酸化状態になれば鉛とかそういうものが規定以上に規格以上にあそこにあるんですから、私は早くあれを処理してもらいたい、そう思っておりますし、また、町民を愚弄するという言葉を使いましたけれども、これは適当な言葉なんじゃないかな私にはちょっと疑問に思います。

○議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

○8番（小林 盛君） 処分場をつくるということのプロセスがでたらめだという発言したことが、町長が今言っているのは本当にそのでたらめそのままですよ。あの不法投棄を解決するということは、法律によって解決を図る、それが法律が責任があったと言っていますが、平成15年に新しいああいごみを解決するための法律ができたという話もしたと思うんです。それと処分場をつくるということは、それなりのプロセスを踏んでつくるべきものだと思うんですね。当然廃棄物のことでもあれほど幾つものチェック項目を設けて、そして場所を幾つか挙げて、そこで比較検討をして、そしてその中で一番負荷の少ない部分、処分場に合っているとされるそういった場所を選定して、そこから説得に入ると、こういうことですよ。そういうプロセスが全然でたらめであるという話をしたわけです。

私は、これで終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 8番、小林 盛君の質問が終わりました。

ここで休憩します。

再開は13時30分とします。

休憩 午後 零時 13分

再開 午後 1時 30分

○議長（鈴木和江君） 再開します。

◇ 益 子 輝 夫 君

○議長（鈴木和江君） 2番、益子輝夫君の質問を許可します。

益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） それでは、質問をさせていただきます。日本共産党の益子輝夫でございます。

きょうは4項目にわたって質問をさせていただきます。できるだけわかりやすく答弁をお願いしたいというふうに思います。

私だけではなく、テレビを見ている方にもわかりやすく答弁をお願いしたいというふうに思います。

それでは質問をさせていただきます。

まずは、5月8日に起きました新聞等で報道されていますけれども、小学校の教師の体罰問題について伺いたいというふうに思います。

1つはなぜ体罰が起きたのか、また過去に体罰はなかったのかについて伺いたいというふうに思います。

2つ目は、事件後学校と教育委員会は親御さんにどのような対応をしたか伺いたい。

3つ目は、他の児童、保護者には説明、謝罪はどのようにされたのかを伺いたい。

4つ目として、今後体罰防止のための対策はどのようなものを考えているのか伺いたいというふうに思います。

大きな2つ目なのですが、新庁舎建設予定地について、町民に対しての説明会とか開かれましたが、まだまだ町民の中には開発センターになぜ決定したんだという疑問が私のところにも少なくない人から寄せられています。そういう点で山村開発センターに決定した町長の考えを伺いたいというふうに思います。

大きな3つ目としては、住宅リフォーム助成制度の実施について伺いたいと思います。

これは、3回目の質問になるんですが、最近県内でも5市で住宅リフォーム制度が実施され、宇都宮を調べましたら宇都宮では経済効果が投資した予算の30倍もの経済効果があったということが報告されています。

町としてはこういう実態がある中で、やはり地域経済を潤すためにこれが私は一番手っ取

り早い経済効果になるのではないかなということ町を考えを伺いたいというふうに思います。

大きな4つ目として、地元企業での障害者の雇用について、役場、地元企業の障害者の雇用の現状と課題について町を考えをお伺いしたいというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） 私からは新庁舎建設予定地に関する質問にお答えをいたします。

庁舎建設基本構想における庁舎建設候補地の選定理由につきましては既に議会全員協議会や議会全員会議、昨年6月の一般質問、最近では4月の庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会において幾度となく私の考えは述べさせていただきました。さらに、昨年14会場で実施した町政懇談会の席においても私の考えを説明し、大方の町民の皆さんにはご理解をいただけたものと思っていますところであります。

質問がありましたので、改めて説明を申し上げます。

庁舎建設等検討委員会の答申については、ご承知のとおり新庁舎建設候補地として2つのエリアが地域によって示されました。私としては新庁舎の建設位置について検討委員会の答申を最大限尊重することとし、まちづくりや利便性はもとより、安全性、防災拠点と、実現性、経済性について慎重に検討をいたしました。

選定に当たり最も注視したポイントは、まずまちづくりの視点から基盤の整備状況、インフラの整備状況、さらに機能の集積、他の官公署、金融機関、商業施設へのアクセスについての比較。次に利便性の視点から交通の事情、最寄りの位置から距離や移動経路など公共交通機関の便利に関する利便性、高齢化社会の対処のよい性能比較、人口の集積として、町の人口重心や地理的重心の比較、さらには安全性、防災拠点性の視点から、防災性、自然災害に対する安全性及び災害時の補完性として、災害時に周辺道路が充実しており、庁舎の孤立が生じない等の比較、最後には本論である実現性、経済性の視点から用地の利用状況、既存施設、建築物等の移転、除去の必要性を含めた造成費用の比較と、周辺インフラの整備状況として周辺道路の拡幅や、庁舎への進入道路の確保などに係る事業費について、特に慎重に検討しました。

以上のような視点の比較から総合的に判断した結果、那珂川町の将来を見据えた新庁舎は、庁舎建設等検討委員会から答申された2つのエリア内、現在の山村開発センター敷地に建設

することが適当であると判断したものです。

新庁舎整備についての私は基本姿勢は、将来に向けた那珂川町のまちづくりにとって最も重要な事業の一つであるとの認識に変わりはなく、議会はもちろん、町政懇談会における数多くの貴重な意見や要望を踏まえ、町民の合意形成を図るべく、今後予定される基本計画の策定や基本設計に反映させてまいりたいと考えております。

議会におかれましては特別委員会を設置され、1年にわたり慎重にご審議をいただいていると思いますが、両庁舎とも被災しいまだ危険にさらされている状況に変わりはなく、危険回避という緊急性もさることながら、住民サービスの向上を図るべく早期に意見を集約され、ご提言をいただけるよう切にお願いを申し上げます。

その他の質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させます。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

〔教育長 小川成一君登壇〕

○教育長（小川成一君） 益子議員の第1の小学校教師体罰についてのご質問にお答えします。

1点目、なぜ体罰が起きたのかということですが、興奮状態にあった子供に対する指導中、冷静さを失ってしまったことが今回の体罰につながった第一の原因であると考えております。

今回の児童は特別に支援を要する子であり、本教諭が特別支援教育について識見があることを考えると、本児童の行動はある程度予測されることであって、配慮が足りなかった行動だと。普通の体罰と特別支援を要する子供への体罰については、ちょっと重さが違うなという感じは受けております。大いに反省しなければならないことだと思っております。改めまして児童、保護者の方に対しまして深くおわびを申し上げます。

過去の体罰については、いつまでさかのぼってあったのかちょっとわかりませんが、午前中に佐藤議員へ答弁したこの1件以外は教育委員会に報告されておられませんので、私はないと考えております。

2点目、事故後の対応についてですが、第1に学校、教育委員会双方ともすぐに被害児童宅を訪問し、児童、保護者に対し謝罪をいたしました。

第2に、学校はその後何度か保護者と話し合い謝罪するとともに保護者の意見、要望や保護者説明会の実施方法や説明内容について協議をしております。教育委員会としましては、学校からの報告を受け、連携、支援体制をとってきました。

第3に、学校は被害児童の保護者も参加して保護者説明会を開催し、事案の経緯、概要の説明と謝罪、今後の取り組み等について説明し、保護者との意見交換を行いました。最後に、

被害児童の保護者から話を伺いました。

第4に、学校、教育委員会で協議をし、担当教諭を別の男性教諭にかえるとともに、学習補助教諭と2人体制にいたしました。現在の配当教員数では、いつでも担当2人体制は困難であるため、町費による非常勤職員を配置することといたし、現在人材を探しているというか教育事務所と連携をとって行っております。

また、興奮状態に陥ったときにクールダウンをするためのパーテーションの設置をすることにし、午前中にお話ししましたがけれども学校側と検討をし、間もなく設置されるのではないかと考えております。

3点目の事故の説明や謝罪の対応についてですが、先ほど申し上げましたように、今回の事案についてはほかの保護者への説明、謝罪は行いましたが、他の児童に対しては行っておりません。

4点目の体罰防止の対策につきましては、午前中の佐藤議員の質問と重複しておりますので省かせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） 私からは3項目と4項目についてご質問にお答えします。

本件につきましては、平成24年9月議会定例会の一般質問においてご質問いただき答弁したところでありますが、町の住宅関係助成には木造住宅耐震改修、居宅介護等住宅改修、木造需要拡大を目的とした3つの制度があります。これらの助成制度に積極的にPRし、最大限に活用いただくとともに、経済対策としては企業立地奨励金や雇用促進奨励金制度の活用を積極的に推進することで対応してまいりたいと考えております。現時点では新たな制度の創設は考えてございません。

続きまして、4点目の障害者雇用についてのご質問にお答えします。

障害者雇用につきましては、障害者の社会参加と共生社会の実現を目指すことを目的に、障害者の雇用の促進等に関する法律において、障害者雇用制度に基づく雇用の義務づけが規定されており、この雇用率が本年4月1日から引き上げとなっております。民間企業においては2%の雇用が義務づけられます。この2%はことしの改正で1.8%から引き上げられたもので、常時雇用する従業員が50人以上の場合、事業主は従業員数の2%以上の身体障害者等の雇用が必要になります。また、事業主は毎年6月1日現在の雇用状況を主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に報告する義務が課せられております。

このことから那珂川町で報告義務がある企業はありませんが、報告義務のある栃木県全体の企業の雇用率は、平成24年6月1日現在で1.59%であります。

なお、町内には本社の一括報告となっている事業所もありますので、今後関係事業所に対しましては呼びかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和江君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 当初の1つであります役場の雇用状況について、お答えいたします。

本年4月1日から法定雇用率が2.1%から2.3%引き上げとなりました。しかしながら該当者の退職によりまして基準を下回っている状況にあります。このため昨年度一般事務職として職務遂行が可能であることを条件に募集をいたしました。申し込み者がなかったというのが現状であります。したがって、本年度の職員募集の際にも別枠で募集をしたいと考えております。

なお、例えば車椅子が必要な場合、現在の庁舎に勤務することは大きな支障があります。バリアフリー化されている出先機関勤務とならざるを得ない状況であります。こういったことから勤務環境の整備が必要であり、今後の新庁舎建設においては十分考慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） それでは、まず第1番目の小学校の先生の体罰問題ですが、大体的にはわかったんですけれども、いろいろ指摘していかなければならないかなとは思いますが、まず教育長に伺いたいのは、いじめとか体罰というものをどういうふうに捉えているかということをもっと伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） お答えします。

いじめと体罰は根本的に違うものでありまして、いじめというのは十分注意してもどの学校でもいつでも起こり得ることがあることですのでけれども、体罰は先ほどもお話ししましたように、学校教育法11条に禁止をされている違法行為でありますので、これはしてはいけないということはもう先生方は十分承知をしているはずであります。

ですから、このようなことが起こってしまっているということは、まだ私どもの指導が足りないということもありますし、一人一人の先生方の意識が、人権感覚の意識がまだ十分ではないというふうなことで反省をしております。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 違うと言えば違うんですが、法的にどうのこうのという問題も確かにそうですけれども、いじめも体罰もやはり人権を無視することだと思っんですよ。その人の考え方、生き方、それを完全に無視する、体罰の場合は力で押しつける、いじめも似たようなことがあると思います。

そういう点でやはり教育長は法的に違反すると、違法だと言うけれども、やはり今は民主主義の時代ですから、そこは学校がきちんと捉えていないと、軍国主義時代とかそういう時代と全く変わらない状況になってきてしまうのではないかと思う。やはり教育長が言うように法律的に違反だということは明らかなんですけれども、今大事なのは子供たちに寄り添って、やはり子供たちの考えとかそういうものをよく聞いて、学校が一番安心できるころだと、学校へ行くとほっとするよというようなところがそこないと、特に先生との信頼関係がないと、やはり教育の場として人間形成をする場ですから、そこが欠けているというのがやはり一番の大きな問題ではないかなというふうに思います。

そういう点では、やはり先生の側にも私は問題があると思いますが、さっきも教育長が答弁の中で言っていましたけれども、ぎりぎりの中で現場はやっている、先生たちが本当にはっきり言って手不足だというような状況が聞かれますし、学校の状況を聞きましても事件が起きた当時校長先生も留守だった、それと教頭先生も休んでいたという話も聞いています。そういう中で対応とかそういうのにもいろいろと私は問題があったんではないかなということを経長先生並びに教育長からも伺っています。

だから、そういう点でやはり暴力とかいじめはなくなるという根本的な問題、これはやはり人間否定だということを、難しい言葉になってしまいますけれども、やはりそこをきちんと抑えないととんでもないことになるのではないかなというふうに思います。

やはりその人の十人十色で考えもいろいろ違うし、物事の見方も違うんですね。それはその人の持ち味だと思っんです。それはやはりより生かしてやる、特に子供の場合は将来ある世代ですから、それを大切にしていける教育というのが大事だと思っんですが、素人の私が何

だかんだ言ってもちょっとおかしくなるかもしれないんですけども、私はそういう点で、それはたとえ相手の子供が障害を持っていてもそうではなくても全く同じだと思います。

それで教育長が言ったように、普通の子と違って障害を持っているから余計大変だということも私はわかります。そういう子供と接してきていますのでわかりますけれども、やはりそういう子供であっても成長するんですよね。どんな子供でも成長します。だから、そこをやはりきちんと抑えて、暴力とかいじめはどういうことになっているのか。

それと、なかなか先ほど佐藤議員の答弁にもありましたけれども、発見するのが難しいと。発見するのが難しいということもあるかもしれないですけども、物すごく陰険になってきているんです、いじめも見えないところで意外なところでやられているんです。そしてそれも個人ではなくて組織的にグループ的にやられているんですね。いじめに加わらないと自分がいじめられるんですよ。そこをちゃんと見ていかないととんでもないことになると思います。

だから、ちょっと名前は忘れたんですけども、アメリカでは有名な言葉があって、犯罪というものは本当にもう初期の段階で抑えていかないとどんどんエスカレートしていくんだということとやはり同じではないかなというふうに思います。

私は余り触れたくないんですけども、いじめの問題とは直接関係ないんですけども、やはり学校に限らず役場にもそういう体質があるのではないかなと思うんです。

以前に、私は議員に対する職員の暴力問題を取り上げたことがあります。しかし、いまだそれに対してもちゃんとした答えも謝罪もありません、議会にも。そういう体質、あるいは使い込みをした職員もいました。不正出張した職員もいました。しかし、その人たちがいまだにきちんと謝罪して本当に済まないと思っているかどうかという疑問です。

教育長や町長は本当に深々と頭を下げて謝っているのに、当の暴力を振るったりそういうことをやった職員は本当に平気なんですね、何にも感じていないというのが実態だと思います。

やはり学校の現場だけでなく私は役場の現場の中にもそういう体質があるのではないかなというふうに思います。その点で、やはりこういう問題を深刻に受けとめないで、いじめの問題であっても体罰の問題であっても、行くところがなくて死を選ぶということになっちゃうんですよね。そういうことが起きないように、やはり現場がいじめの問題、体罰の問題をより深刻に受けとめる、そして、やはり障害を持っているかとかそういうことではなくて、同じ人間として相手の立場に立って物事を考える意義を教育していかなければならないとい

うふうに思います。

もっと古い話を出せば、3.11の被害のときもありました。福島から30人近い人たちが避難してきて当町に来られたんですけれども、その人たちに対する待遇の問題、扱いの問題、決してよかったとは言えないと思います。後で私は当時の議長、副議長に聞いた話ですけれども、当時の担当課長は何を言ったかという、余り親切にすると長くいられるから困る、こういうことを言ったということを私は聞いています。

こういうことが言えるというおかしな体質、自分たちが被害者の立場だったらそんなことを言うところではないでしょう。自分たちが見られる立場になったらどうということになるか、そういうことをやはり真剣に受けとめないと、那珂川町なんかは人口がふえるとか減る人ばかりで住む人はいなくなっちゃいます。一番そしてそれが大事な教育の場でそういうことがきちんとやられていない。やはりそこに私は問題があるんじゃないかと思います。

だから、烏山なんかは専門的な先生が3人もいます。しかし那珂川町は1人だと聞いています。そういう点でもそういう現場、経験豊かな人を現場に入れて、やはりそういう教育をやっていくべきだと思います。そういう点で、教育長から何か意見がありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） 先ほどもお話をしましたように、この問題は冷静さを失ったとか、配慮が足りなかったということももちろんですけれども、今議員の質問の中にありましたように、1人の人間として、あるいは1人の教育者としての意識の欠如が見られるということは、これは今役場の職員の話がありましたけれども、我々も一人一人が気をつけないければならないことではないかなと、学校の教職員に限ったことではなくてその辺のところを注意していかなければならないなという感じはいたしました。

また、相手の立場に立って物事を考えるということは非常に大事なことで、今は余りこういうことが普通の中で行われる機会が少なくなっているという、漫画でいう「サザエさん」の家庭のようなものが今家庭に見られなくなってきたという、この辺の家庭教育についての問題かなという感じはして、一緒になって考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 全く私も教育長と同感で、私も「サザエさん」を見ているんですけれ

ども、あれが日本の家庭の原型だというふうに私は思います。そういう点で私もファンなんですけど、やはり暴力を振るわれた子は障害を持っていて、それも1つではなくて3つくらいあると私は聞いています。そういう点でやはり先生がそれを知っていながらそういう行動に出たと。それはたたいただけではないんですよ。私の実態調べますと、わめく子供を別室に連れて椅子に座らせて、暴れるから手首を抑えたというのはわかるんですけども、その手首を二、三十分抑えていただろうという証言もあるんですよ。たたいただけでなくてこれ自体も暴力につながるのではないかなというふうに私は思います。やはりそういう子供との対し方とかそういうのも問題になってくるのではないかなというふうに私は思います。

まだまだいろいろあるんですが、本当に那珂川町の小学校、中学校を出てよかったと言えるような教育をお願いして、私はこの質問を終わりにしたいというふうに思います。

あと新庁舎なんですが、今は私どもが出している新なかがわでも書いて投稿もあったんですけども、あの投稿に書かれているように、なぜ開発センターへいったのか本当にそれを疑っている声が強いです。今の庁舎跡ならわかるけれども、なぜ開発センターまでいっちゃったんだよという話は多くの決して少なくない町民から入ってきています。そういう点で、だからやはり町民が理解するような答弁をお願いしたいというふうに思います。

町長はいろいろな観点から答弁していますけれども、本当にいろいろ考えたんだという気がします、それを聞くと。ただ、私は幾つかに絞って質問をしたいと思うんですが、結局、最初執行部とかあれが言っていたのは、庁舎の面積というのは1万4,000平米ですよ、それが開発センターは9,000平米しかないんですよ。どうしてそれがそういうふうになっちゃったのか、それと新なかがわの投稿にもありましたように、検討委員会で3分の2以上の委員が、検討委員が小川の水産試験場跡ということをやっていたのが開発センターとなったことに対する理解は私もできないですけども、多くの町民には理解できないでいるようです。

その辺をもっとわかりやすく説明していただけたらというふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） 実はこの新なかがわでしょうか、これに2回にわたって3分の2以上の検討委員の方が小川の水産試験場跡だと、こういうことで書いてありますよね。この問題について答弁したいと思うんですが、これは検討委員会において多数決をとったという話は聞いてないんですよ。ですからこの3分の2というのはどこから出たのか私もわかりませんし、この前の議会の特別委員会においても私に質問がありましたよね。私は検討委員会のほ

うには副町長が出席しているので、私はわかりませんので当時の委員長であった川上委員長さんから答弁をいただきました。そのときにもそういう決をとったことはない、ただ、同数くらいだったと。こっちと水産試験場跡とですね、それから開発センターというふうに私は聞いておりますので、この3分の2というのはどこから出たのか私にはちょっと苦慮するところであります。

この面積については、担当から答弁させます。

○議長（鈴木和江君） 副町長。

○副町長（佐藤良美君） それでは、必要面積につきましてご答弁申し上げますけれども、基本構想の中では1万4,000平米ということで基本構想として想定をいたしました。ただ、その基本構想の中には職員駐車場を含めて1万4,000平米が必要であるということでございまして、今回開発センター敷地の9,000平米につきましては、職員駐車場に関しましては別な場所に確保するというを想定した中で、庁舎、あるいは外来駐車場、さらには公用車の駐車場等を含めても9,000平米で可能であるという判断の中で、開発センターと決めた経緯でございます。

また、先ほどの委員さんの3分の2については町長がお答えした内容でございますけれども、当然議員の皆さんは会議録を全てごらんになっているかと思うんですが、その会議録の中にも一言も決をとった、あるいは3分の1の人の賛成があったとかというのはなかったと思います。要するに会議の中ではそういった決はとっていないということでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） これは私たちが書いたので責任がありますけれども、あくまでも投稿だったということであれしますが、検討委員会の委員の中からも3分の2近い人たちが、何回目かのあれで候補地を投票していますよね、幾つかの7つだかの候補地を投票していますよね。その中でやはり3分の2近い人たちがいたということは、検討委員会のメンバーからも何人かの人から聞いています。3分の2以上というのははっきりしませんが、3分の2以上くらいのあれはあったということは聞いています。

それと、駐車場とセンターの問題はわかりました。あとは町長が先ほど答えた中に、災害の問題も考えていると言っていましたよね。それで、例えば非常時においてあのセンターで本当に大丈夫なのか。例えば自然災害ということも取り上げていましたけれども、あそこは

かなり河川の土砂が、武茂川を見てもわかるように土砂が西側ですか、かなり高くなっちゃって盛り上がっていますよね。それと河川そのものが浅いですよね。それと下流には矢又川があります。そういう点で矢又川は河川改修をやって、直線で一気に水が出てくるところですよ。そういう点で、あと3.11のときも液状化現象があったですよ、図書館にかなり長い間。1カ月以上あったんですよ、それを知らないというのはちょっとおかしいのではないですか。そういう点から考えても、やはり本当に適地かということで疑問を持つ人が多いんです。

それと、前にも新聞に書きましたけれども、80歳以上の人があそこは昔川の水が乗って、武茂川が氾濫して水が出なくて大変だったんだということを記憶している人は何人かいますよね。説明会のときよりもそれは出たのではないのですか。昔乗ってそれに対してどうするんだということで副町長が答弁したと思うんですが、そのときは副町長は堤防を上げるというような答弁をしたんですね。それと同時に元消防だか何だか知らない人が消防道路が2カ所しかない、そうするとどうなんだということを質問したと思います。

そういった意味で自然災害に通じる対応はあそこで本当に大丈夫なのかどうかという点で伺いたいというふうに思います。液状化現象も含めて。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） あそこは水害想定地域には入っていないんですね。想定地域に入っているのは水産試験場跡地あたりが想定地になっているんですね。そんなことで、そういう中であってかさ上げもしているんですね。1メートル50くらいのかさ上げも終わりました。それから、堆積した砂利といいますか、砂といいますか、そういうのもずっと下から今取り除いてきているところでありまして、そういう災害に対する、水害に対するものは私は安全だというふうに思います。

それから、液状化現象というのは私は初めて聞いたんですが、あそこはこの前申したように下が岩盤ですので、上が田んぼだったんですね、あそこは。田んぼでその下は岩盤なので、この前の災害時にもあそこの地域は災害は受けていなかった地域でございます。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 私も3.11後そっちこっち見て歩いていたんですよ。液状化現象が1カ月以上続いたのは私は覚えています。10センチくらい水がたまったんですよ、図書館のほう。それと災害がないと思った福祉センターの南端も崩れています、ひびが入って、わず

かですけれども。全く受けてないわけではないです。小さなあれはありました。私も見て歩いているので別に事実として報告したいと思います。

時間もあれなのでほかの問題に入りたいというふうに思います。

あと、3つ目の住宅リフォーム制度については、先ほどほかのリフォームの制度があるのでそれを活用してということなんですが、現在ではほかの3つある制度がどの程度活用されているのか教えてください。

○議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） お答えします。

まず、木造住宅の耐震改修事業につきましては、去年はゼロでございました。介護保険の住宅改修、これにつきましては57件ございまして金額が666万4,000円でございます。また、木造需要拡大事業、これにつきましては8件で195万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

[2番 益子輝夫君登壇]

○2番（益子輝夫君） この金額は、町が貸し出した費用ですか、それとも経済的な対効果の費用ですか。

○議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） 町が出資した金額でございます。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

[2番 益子輝夫君登壇]

○2番（益子輝夫君） 経済的な対効果というでは計算しているのでしょうか、いないのでしょうか。

○議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） その点ではまだ計算しておりません。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

[2番 益子輝夫君登壇]

○2番（益子輝夫君） それでは、再度その問題をお聞きします。

私なぜこの問題を取り上げますかと言いますと、真岡市、鹿沼市、日光市と那須烏山市ですか、あと宇都宮市5市でやられているんですね。それで一番効果が上がっているところが宇都宮なんですよ。宇都宮市が24年度は7月から3月までなんですけど387件、そして補

助金額が3,009万2,000円です。経済効果は市のほうの発表によりますと10億円あったそうです。結局30倍の経済効果があったと書いてあるんですね。工事内容なんですけど、窓枠の改修をやめバリアホーム、結局高齢者が使う率が非常に多いというんですね。経済効果もあるのでこれからも続けていきたいということを言っています。高齢者がそれによって安心・安全な暮らしができるということが言われています。

そういう点で町長に伺いたいんですけども、全くやる気はありませんか。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） これは共産党さんの提案で全国的に行っている事業ですね。非常にそういうことで30倍はどうだか知りませんが、これは確かに10倍とか20倍とかあるんだろうというふうにそれは思います。確かにこれは事業をやるにはそういう効果がなくちゃやっても意味がありませんからね。うちのほうではそれに対抗して、今課長が申し上げたように居宅介護等の住宅改修に支出をしているんですね。ですから、こっちのほうをぜひ利用していただきたいなと、そう思っております。600万円からのこの利用がありますので、その10倍、20倍というふうになるとかなりの経済効果が上がってくるのではないのかなと、そう思います。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 課長に伺うんですが、居宅利用というのはどんな人たちが利用できるんでしょうか、誰でも利用できるんでしょうか。もちろん介護ですから年齢も決まっているし、対象者も決まっていると思うんですが。

○議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） その件に関しましては私のほうからお答えしたいと思います。

居宅介護の住宅改修に関しまして、できるものに関しましては、介護保険の受給者ということで65歳以上の方が実施しているというものでございます。自己負担1割ということで、利用限度20万円まで、1回限りというような形でございまして、この内容に関しましては、主に手すりの取り付け、あるいは段差の解消、あるいは滑りどめの解消、あるいは開きドアから引き戸へのドアの取りかえ、あるいは和式から洋式への便器の取りかえ、このような内容のものでございます。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） そすると、介護保険に加入していない人はもちろんだめだし、枠があるんですよね。介護保険に入っていないければもちろんだめでしょう。ほとんどの人は介護保険に住まわれているんだと思うんですが、ほとんどの人が対象になるということでしょうか。

○議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） これに関しましては、枠に関しましては先ほど申し上げましたように1回限りで20万円という形になりますし、対象につきましても介護保険という形になりますので、保険の適用という形に限られるということになります。

以上です。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 住宅リフォームは何も共産党だけが取り上げてやっているのではないですし、正直に言うとおきますけれども全国的にやれというのは共産党だけが取り上げて全国でやっているのではないんです。東北のほうか何かに行くと、もう当たり前に行われています。県がある程度やっているところもあります。もう500近い自治体で行われていますから。

それと、やはり私が言いたいのは、そういう介護保険とかそういうことで利用する人も含めてなんですけれども、誰もがやはり高齢になるとともにいろいろ足が不自由になったりとかそういうことがあるわけです。そういうのをやはり転んだり何かして重症になる前に利用できるような制度をつくったらどうかというんです。それと同時に、それをやることによって、先ほども言いましたけれども経済効果は計り知れないものがあるし、雇用とかそういうことの創出にもなるんですよね。職人さんは特に今は仕事がなく、たとえ1件新しく持っても1カ月しか仕事ができないという状況です。

遠くまでいくのは現実です。そうするとやはり経費倒れになってしまいうんですね。そういう中でもやはり特に地域の職人さん、地域の施設業とかそういう人を使えば、やはり町が補助を出すことによって幾らかでも改修され、高齢者の危険度が減り、また介護保険料というか、そういう保険料も使わなくても済むようになると思います。そういう点で提案しているわけでありまして。

では最後の問題に入りたいというふうに思います。

これも同じなんです、地元での企業での障害者の雇用についてということで、最後に答弁を先ほどもらいましたが、民間の50人以上が対象になるところはないと言うんですけれども、本当に民間で対象になるところはないんでしょうか。いかがですか。

○議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） お答えします。

実はこの件につきましては5社から聞き取り調査をしました。私の答弁の中でも本社のほうで回答をするということがございますので、こちらでは掌握していないということでしたので、数的にはお知らせしていないという状況です。

以上でございます。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） わかりました。

今は非常に就職難で、私もそういうような人たちとかかわっておりますので、そういう人たちがやはり仕事につくとつかないではいろいろな面で違うんですね。先ほどのいじめ、体罰の問題ともリンクするところがあるんですが、家庭内においても仕事を持っている障害者を持っている人と持っていないでは全く違うんです。家庭内が本当に明るくなります。たとえば1日4時間日しか働けなくても、自分で収入を得るとなるとその子は明るくなります。本当に生きがいをつくるというか、本当に変わります。高齢者だけではありません。障害を持っている子でも、仕事が持てるということは本当に、そしてその子が明るくなるということは家庭の中でも明るくなります。

そういう点で、私の身近なところでも去年、おとしあたりから仕事についたり、また新たに仕事についたという人が出てきていますけれども、やはりこれも教育の問題と同じで地域の理解がないとなかなかやはり仕事につけなかったり、あとは仕事についてもやはり経営者の理解はもちろんですけれども、一緒に働く現場の人たちの理解がないとなかなか勤まらないんですよ。本当に途中で飽きちゃうとか嫌になっちゃうことがあるんです。そういう点ではやはり周りの人の理解がないと本当に大変な思いになります。

それともう一つこれとは直接的には関係ないと思うんですが、本当に教育長とも話して私も前回の質問でシングルマザーというかそういう人がふえていると同時に、障害者がふえているということを教育長からも聞きました。そういう点ではやはりこれから先そういうことを本当に身近な問題として考える機会をつくっていくべきではないかなというふうに思いま

す。

それで、私の近くで小学校6年生になって障害があったのがわかったんですね。両親は特別支援学校にやるか、あるいは普通の学校にやるかと非常に悩んだそうです。たまたまそのときに相談を受けました。

それで、なかなか特別支援学校にやるということに踏み切れないんですね、子供がかわいそうだと言って。それで、1年がかりで周りの人らといろいろ話をしてやっと特別支援学校に行くと、高校までですから6年間ですか通って今は元気に就職先も見つかってことし就職しました。

そういう点では、障害者、または障害児に対する偏見やそういうものをなくすということ、そういうものに対する教育の場というんですか、そういうのが何とか理解してもらえあれをつくっていただけないかなと思います。

その辺で教育長、何か考えがありましたら伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 教育長。

○教育長（小川成一君） 議員と前にお話をしたときもあるんですけども、こういう発達障害関係等のお子さんの問題について、まず家庭のほうでなかなか表に出す、できたなら家へ置くというか表に出す、家の子はこうなんですよということをなかなか言えない。これは今議員のお話にありましたように、周囲の理解が進まないとこれはなかなか理解してもらえない。結構横の連携でこういう子供たちを持つ親たちの集まりがあって、その人たちと情報交換をしたりお互いに助け合いをしたりしている団体は結構あるんですよ。有名というか一生懸命やっているところが日光にあるんですけども、そういう団体の人たちを呼んで研修をしたり、そういうことも考えてもいいのかなという感じはしています。

それから、特別支援教育については、現在は非常に進んできておりまして、多くの先生方が研修には行っております。例えばこういう支援学校というか専門的な研修を受けるために、特別支援学校に1年間行って学校を利用する、あるいは最長3年間ですけれども、3年間行って勉強をしてまた現場に戻ってそれを専門にするとそういう事業もありますので、今結構特別支援教育については関心もありますし、先生方も研修には結構行っていただいております。

今後、先生方だけではなくてまず家庭への理解もしなくてはならないかなという感じはしております。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） ありがたい答弁をいただけたので非常にうれしいんですが、本当にやはり障害を持っていなくても今大変な時代ですから、障害を持っている人はなおさらそういうハンディを背負っていかなければならないということで、教育の場とか地域でやはりそういう問題をどう捉えてどういう方向に沿っていくかということはこれからのまちづくりとも関係してくると思います。そういう点で、弱い人の立場に立ってまちづくりとかそういうものを考えていく、それが行政であると思います。

町長がいつも言うように、住民参加のまちづくりを考えているということをおっしゃっているんですが、そういう点では本当にそれこそが住民参加のまちづくりであって、一人でも多くの住民の声を聞く、それがまた住民自治だと私は考えております。そういう点でそういう声を聞き、またさらに町政に生かしていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、町長、その辺何か答弁がありましたらどうぞ。

○議長（鈴木和江君） 町長。

○町長（大金伊一君） まさに益子輝夫議員がおっしゃるとおりでございますので、その方向で努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 質問時間は残っているんですが、以上で私の質問を終わりとしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木和江君） 2番、益子輝夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木和江君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時29分